

徳島県規則第八十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第四号中「第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入検査等」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

- 1 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可
- 2 第二十五条の二第一項の規定による家畜人工授精所の名称等の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
- 3 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び同条第二項の規定による開設の許可の取消し又は使用の停止命令
- 4 第三十四条第三項の規定による家畜人工授精所の運営の状況の報告の受理及び同条第四項の規定による種畜の飼養者等からの報告の徴収
- 5 第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入り、質問、検査及び種畜の精液又は家畜受精卵の収去
- 6 第三十五条の四第二項の規定による家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収等の命令

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 徳島県農林水産関係手数料条例第二条の規定による手数料の徴収（委任事務に係るものに限る。）

別表第三個別事項の項第四十一号の7中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「許可」の下に「、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による占用の期間の延長」を加え、同号中14を16とし、8から13までを2ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

- 8 第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長
- 9 第九条の三第二項の規定による使用の届出の受理

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。